# ＢＮＩＤｒｅａｍｓチャプター内部規約

## 第1条（目的）

BNI　Dreamsチャプターの定例会及びチャプターの運営を円滑に進めるため、内部規約を定める

## 第2条（名称）

当チャプターの名称を以下のとおりとする。

Dreamsチャプター

## 第3条（事務局所在地）

チャプターの事務局を以下に置く。

〒491-0846

愛知県一宮市牛野通三丁目33番地

　（書記兼会計　　浦田　優人）

## 第4条（会員の入会資格・更新及び除名について）

①入会資格について、事業が本業であることに加え、BNI一般規定第1条に基づき、各専門分野につき、1名のみが入会することができる。入会に際しては、既存メンバーとの面談後、チャプターメンバ―の承認を経て、入会できるものとする。

②メンバーは一般規定第5条、第12条、第13条及び第17条に規定する除名及び資格はく奪に関する規定に違反した場合、その他、類する規定に違反した場合、メンバー資格をはく奪される場合がある。

③メンバーは更新月の前月のメンバートラフィックライトのレッド以上が更新条件とするが、

最終決定は、メンバーシップ委員会で議論後、決議する。

## 第5条（途中退会について）

BNI一般規定第4条に従い、支払い済のBNIの会費について、退会時払戻しは行われない。ただし、規則を遵守しているメンバーからの申し出のあった場合に限り、満了していないメンバーシップ期間分の証明書を発行する。

## 第6条（役員）

この会に以下の役員を置く。

代表（プレジデント） 1名

副代表（バイスプレジデント） 　　1名

書記兼会計 1名

## 第7条（役員の選出及び任期）

第６条で規定する役員の任期は、毎年2月と8月に指名委員会によって、選出し、選出された役員はチャプターメンバー全員の承認を得たのち、他の役職のメンバーを選出する。役員の任期は4月から9月及び10月から翌3月とし、役員は再選される場合もありうるものとする。

## 第8条（プレジデントの役割）

プレジデントはチャプターを代表し、毎週のビジネスミーティンの議長を務め、毎回の議事を円滑に進める。バイスプレジデントは、プレジデントがやむを得ない理由により、ビジネスミ-ティングを欠席する場合、議長を代行するものとする。

## 第8条（チャプターの運営）

毎週のビジネスミーティングの実施、及びメンバー間での個別ミーティングの実施により、チャプターメンバーのビジネス発展に寄与するものとする。

## 第９条（チャプターミーティングについて）

０９：３０～０９：４５の入室は遅刻、０９：４５以降の入室は欠席

１１：３０以前の退室は欠席、１１：３０～１２：００の退席は早退または、定例会終了時を起算とする。

１０分を超える中抜けは欠席とする。

3回以上画面から消えた場合は欠席とする（消えている時間に関係なく）

チャプターミーティング開催日に、グローバルコンベンション並びにナショナルカンファレンスへの参加する場合は、出席と同等とする。この場合、代理を立てる義務も発生しない。

## 第１０条（ミーティングのルール）

９：３０ 集合、出席確認

９：４５ ビジター・ゲスト入室

１０：００ ミーティング開始

１１：３０ ミーティング終了、ブレイクアウトルームでビジターオリエンテーションとエバリュエーションを同時に行う

１２：００ 終了予定または、プレジデントの終了の合図とする。

なお開始時間、終了時間については、変更の可能性がある

（このほか、3役定例ミーティング、メンバーシップ委員会MTG、ビジターホストMT等　各種役員MTG、月初定例MTG終了後チャプターサクセスMTGを実施）

## 第１１条（欠席・遅刻・早退の連絡について）

欠席・遅刻・早退（代理出席を含む）の連絡は、原則としてミーティング前日（月曜）の午後７時までにバイスプレジデントとプレジデント、メンバーシップ委員会のディベロップメント担当者に電話で連絡する。

## 第12条（代理出席制度について）

同一人物は直近6か月に３回まで代理人を務めることができる。

## 第13条（医療欠席の取り扱いについて）

医療欠席申請のBNI規定書面はないため、本人（または家族）からメンバーシップ委員会への任意の書面にて申請すること。（申請者の承諾が得られれば診断書の提出が望ましい）

医療欠席はカテゴリー解放にはならない。（メンバーシップ期間継続＝会費の消化）

全８週（メンバーは退会するまでに８週を超える医療欠席は認められない）の消化は、継続してでも、数回にわたって消化しても良い。

## 第14条（ビジター招待について）

自身がメインプレゼンテーションを行うビジネスミーティングには、ビジターを１人以上招待することを推奨する。

## 第15条（チャプター運営費）

チャプター運営費は年間6,000円とし、毎年10月に一括徴収するものとする。なお途中入会のメンバーについて、月割りで徴収するものとする。チャプター運営費は、メンバー間の慶弔費及び事務運営費、その他チャプター運営にかかる費用に充てるものとする。尚、途中の退会があった際も返金の対応をしないこととする。

## 第16条（慶弔規定について）

原則、メンバー加入期間を３ヶ月以上の者を対象とし、メンバーシップ委員会の判断によりチャプター会費より慶弔金を支給することとする。また慶弔金の種類及び金額並びに範囲は、次の通りとする。但し、LT全員の承認がある場合は、加入期間を含め、この限りではない。

（１）　結婚祝金・・・対象　本人 10,000円

（２）　出産祝金・・・対象　本人及び配偶者 5,000円

（３）　弔慰金　 ・・・対象　１親等（以下の通り） 10,000円

　　　　　　　　　　　　　　　 ２親等（以下の通り） 5,000円

　　　　１親等範囲・・本人の父母、配偶者の父母、本人、配偶者、子

　　　　２親等範囲・・本人の祖父母、本人の兄弟姉妹、本人の孫、配偶者の祖父母

## 第17条（リファーラルの最低金額について）

リファーラルにおいて、コネクトに入力し且つ定例会にて発表・提出が認められるリファーラルの最低金額は、１回1,000円以上の売り上げをメンバーにもたらす場合とする。

## 第18条（多数決の原則）

プレジデント及びその他の役員の選出については、指名委員会にて、選出した役員を年２回実施の総会内で承認の場を設け、メンバーの過半数の承認を得るものとする。

## 第19条（総会の運営方法について）

総会は年に2回開催するものとする。開催は4月の第1火曜日及び10月の第1火曜日の10時から実施するものとする。総会では、チャプター役員の承認及び書記兼会計から半年分のチャプター運営費の報告及び承認を得るものとする。

## 第20条（財産の管理方法について）

チャプターの会計については、毎月、書記兼会計より、リージョンの担当ディレクターに報告され、収支会計報告書を作成するものとする。

## 第21条（規約改正）

この規約は、会員の過半数の同意をもって改正することができる。

## 附則

本チャプターの第８期役員は次の会員とする。  
プレジデント 野口　知己

バイスプレジデント 　　　　　　　奥田　真

書記兼会計 浦田　優人

1. この規約は令和3年4月20日から適用する。
2. 令和３年１０月１日　改定
3. 令和４年４月１日　改定
4. 令和４年１１月１日　改定
5. 令和５年１２月１日　改定
6. 令和７年２月１日　改定